

「あと一年で消費税大改正！！」

～知らないではすまされない軽減税率とインボイス制度～

平成30年11月13日(火)

 黒永会計事務所
税理士 黒永哲至

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-21-21

西新宿成和ビル3F

TEL 03-3363-0118

FAX 03-3363-0366

<http://www.kuronaga-ac.net/>

< PART I > 消費税の概要

<< 1 >> 消費税の歴史

< 消費税の歴史 >

平成元年(1989年) 3%

導入

免税点 3,000万円

簡易課税 5億円

平成3年 簡易課税 4億円

// 6年 簡易課税 2億円

平成9年4月(1997年) 5%

平成16年4月(2004年)

免税点 1,000万円

簡易課税 5,000万円

平成26年4月(2014年) 8%

平成31年10月(2019年)

(新元号) 標準税率 10%

軽減税率 8%

<目的>

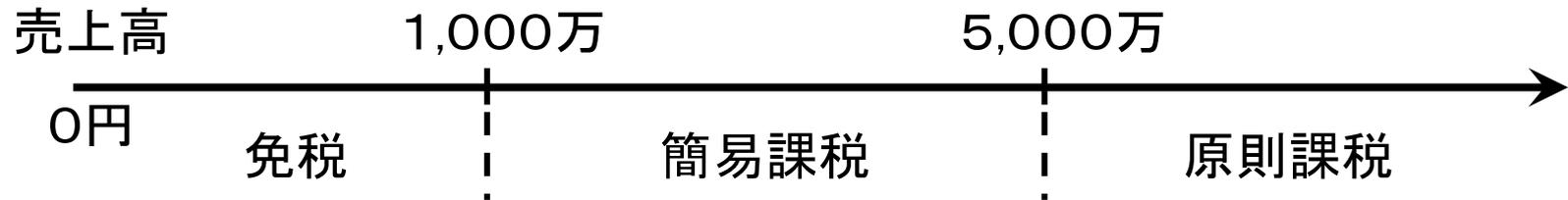
低所得者の負担軽減を目的に「軽減税率」を設定

「財政赤字の解消」と「社会保障費」の財源に充てる目的
で標準税率を増税した

なぜか、選挙公約で「教育費」に充てられることとなった

《2》 消費税の計算の仕組み

＜売上高による消費税区分＞



売上高	5,000万円超	「原則課税」
//	1,000万円超5,000万円以下	...	「簡易課税」
//	1,000万円以下	「免税」

＜原則課税制度＞

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売上高} \times 8\% - \text{課税仕入高} \times 8\%$$

<非課税取引>

土地譲渡及び貸付け、保険料、社会保険診療
住宅家賃、有価証券等の譲渡、学校教育 など

<帳簿方式>

世界で初めての「帳簿方式」

「内容」「日付」「金額」を帳簿に記載

領収書、請求書等は保存

非常に緩い制度で30年間経過

正式には 「請求書等保存方式」

《3》 簡易課税制度

売上 5000万円以下の中小事業者

$$\text{消費税額} = [\text{売上} \times (1 - \text{みなし仕入率})] \times 8\%$$



売上高だけから算出

<2012年 会計検査院調査>

みなし仕入率が有利だった割合

卸売業 7.7 %

製造業 7.9 %

サービス業 17.6 %

∴簡易課税制度が有利

<みなし仕入率>

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第一種事業	90%	卸売業
第二種事業	80%	小売業
第三種事業	70%	製造業等(＊)
第四種事業	60%	飲食店業(1.2.3.5.6以外の事業)
第五種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、サービス業(飲食店業を除く)
第六種事業	40%	不動産業

＊平成31年(2019年)10月1日を含む課税期間(同日前の取引は除く)からは、農業、林業、漁業のうち、消費税の軽減税率が適用される飲食料品の譲渡に係る事業区分が第三種事業から第二種事業へと変更される

< PART II > 軽減税率について

《1》 軽減税率導入スケジュール

< 現行 >

請求書等保存方式



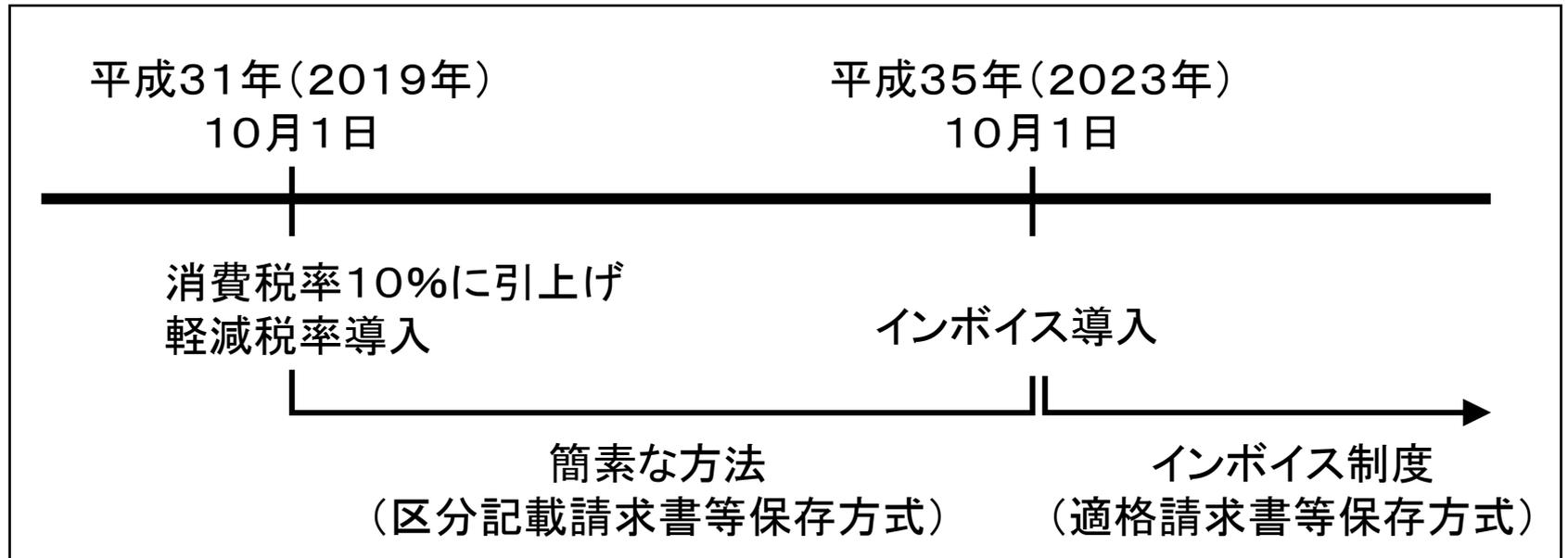
< 2019年 >

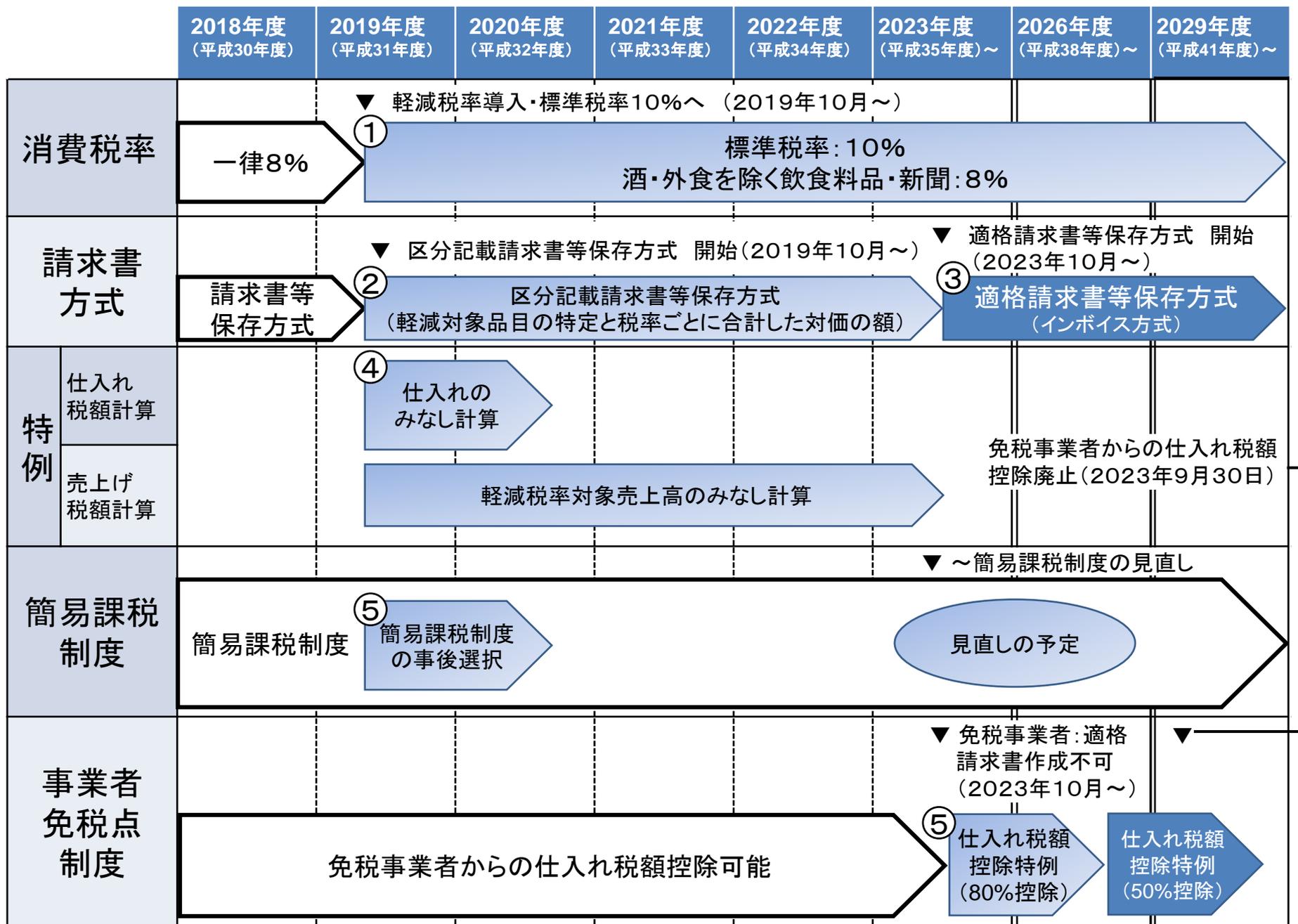
区分記載請求書等保存方式



< 2023年 >

適格請求書等保存方式(インボイス制度)





《2》 軽減税率とは

「食品」と「新聞」

＜食品＞

食品表示法による飲食料品の譲渡
酒類及び外食サービスを除く

}	テイクアウト	○
	ケータリング	×
	外食	×
	酒	×

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲

【軽減税率の対象】

【軽減税率の対象外】

食品表示法に規定する食品

- ① 生鮮食品
 - ・米穀や野菜、果実等の農産物
 - ・食肉や生乳、食用鳥卵等の畜産物
 - ・魚類や貝類、海藻類等の水産物
- ② 加工食品
 - ・めん類・パン類、菓子類、調味料、飲料等、その他製造又は加工された食品
- ③ 添加物(食品衛生法に規定するもの)

酒類
(酒税法に規定するもの)

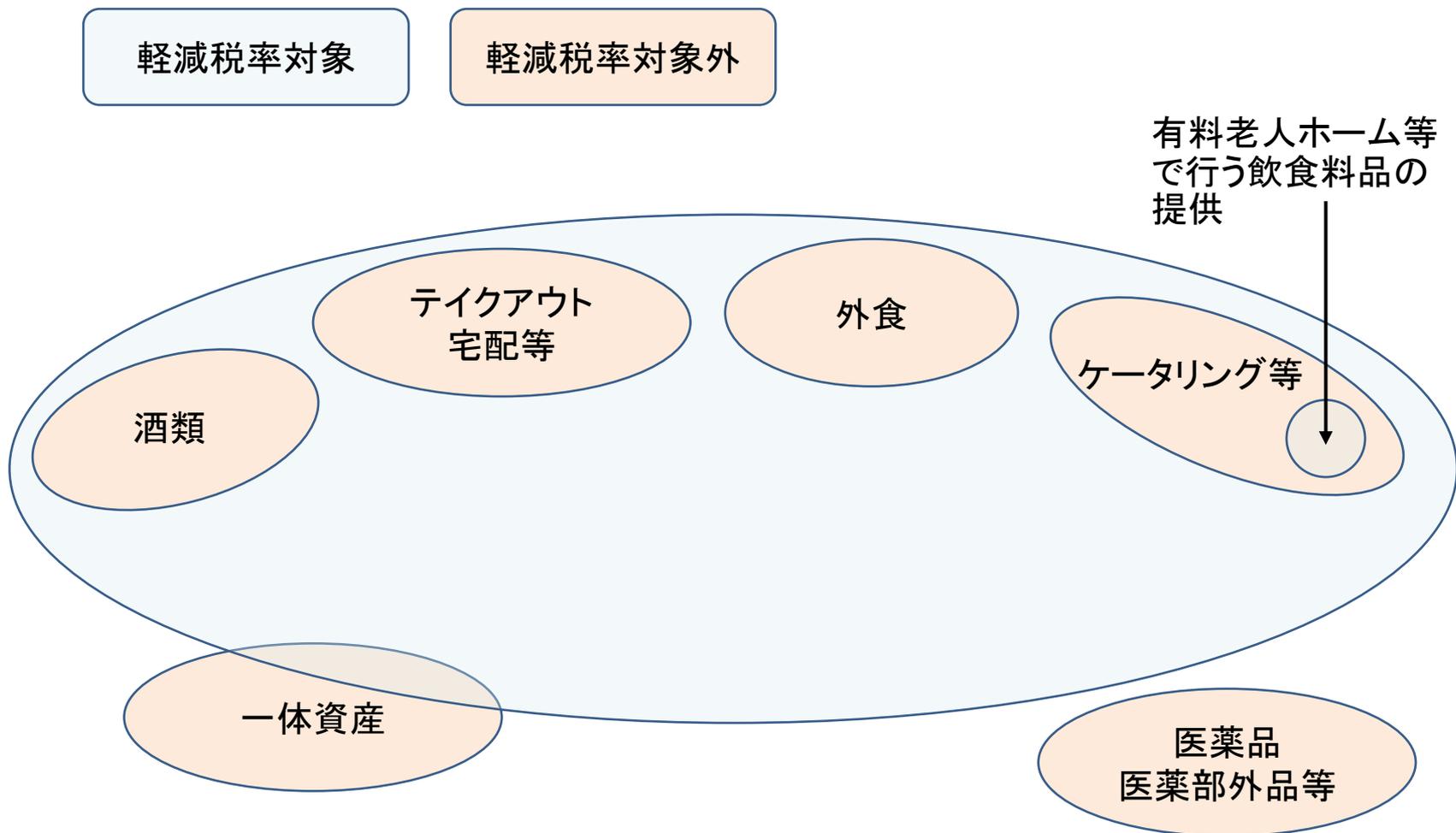
- ④ 一体資産のうち
一定のもの

医薬品、医薬部外品、
再生医療等製品(医薬品医
療機器等法に規定するもの)

＜新聞＞

政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上
発行される定期購読契約に基づく新聞

《参考》 軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）



《3》 軽減税率の範囲は？

<1> 牛、豚、鳥の仕入

一頭の牛、豚	10%
精肉の牛、豚	8%

牛、豚の精肉は検査員の認証が必要
鳥を自社でさばく場合は？

<2> 鯛、イカ、伊勢海老の活き造り

魚の踊り食いは？

鮮魚は、食用として販売されるものは	8%
観賞用は	10%

<3> テイクアウト（ファーストフード）

ファミリーレストラン(外食) 10%

テイクアウト(レジの前のクッキー) 8%

店内で食べたら？

マックで、店内で食べる 10%

持ち帰り 8%

<4> そば屋

そば屋のそばは店内で食べる 10%

出前は 8%

出前は原付バイクと人件費がかかるのに
値段が安いの？

<5> コンビニのイートインコーナー

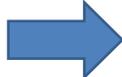
コンビニ弁当

イートインコーナー 10%

店外(駐車場) 8%

戻って来て食べたなら？

<6> みりんと料理酒

みりん、料理酒、みりん風調味料  税率は？

みりん 10%

みりん風調味料 8%

料理酒 [10%
..... 8%

アルコールを含むが「酒税法における酒類」
ではないため、軽減税率対象

軽減(8%)

▶ノンアルコールビール



▶酒粕



▶調味料
...みりん風調味料



▶アルコールを含む菓子類
...ウイスキーボンボン



▶料理酒
(一部)



<7> 新聞

スマートフォン、パソコンで読むデジタル電子版
駅の売店やコンビニで買う場合



標準税率

10%

週1回発行の新聞は？

<8> ミネラルウォーターと水道水

ミネラルウォーター 8%

水

10%

↓
食品の基本中の基本

↓
諸外国は軽減税率

<9> 栄養ドリンク・サプリメント

オロナミンC(エナジードリンク) 8%
栄養ドリンク系飲料

リポビタミンD 10%
医薬部外品

サプリメント 8%

特定保健用食品 8%
(トクホ)

「医薬品、医薬部外品」に該当しないことが重要

<10> 人が食べられるペットフードの税率は？

ペットフード	10%
人が食べられるペットフード	10%

鳥のささ身(8%)をあげよう！！

<11> 重曹(食用及び清掃用)

人の飲用・食用	8%
工業用	10%

<12> 病院食

入院時の食事	非課税
特別メニュー	10%

<13> ルームサービス ホテルの冷蔵庫

ルームサービス（レストランの延長） 10%

冷蔵庫のジュース 8%

（◎店での購入と同じ）

<14> 旅客列車の食堂車 ワゴン販売

食堂車（レストランと同じ） 10%

ワゴン販売（店舗扱い） 8%

注 メニューを配布したり、事前予約をすると、
標準税率(10%)になる

外食にあたらない

軽減(8%)

- ▶ 弁当、牛丼、すしの折り詰めなどの持ち帰り
- ▶ ファーストフードのテイクアウト
- ▶ そば、ラーメンなどの出前
- ▶ ピザの宅配
- ▶ コンビニのイートインスペースでの飲食(持ち帰り可能な食料品)
- ▶ ホテルの客室備え付けの冷蔵庫内のジュース
- ▶ 映画館の売店で買うポップコーン
- ▶ 列車内のワゴン販売
- ▶ クレープやたこ焼きなどの屋台(その場で食べない屋台)
- ▶ 老人ホームの食事や、学校給食(*)
- ▶ 飲料やパン、菓子等の自動販売機

外食にあたる

標準(10%)

- ▶ レストラン、食事処、喫茶店などでの店内飲食
- ▶ ファーストフードのイートイン
- ▶ モールなどのフードコート
- ▶ コンビニなどのイートインスペース(食器などの返却が必要な場合)
- ▶ カラオケ店での飲食
- ▶ ホテルのルームサービス
- ▶ 食堂車での飲食
- ▶ ラーメンやおでんの屋台(カウンターやテーブルでの飲食)
- ▶ 企業の社員食堂や、大学の学生食堂
- ▶ ケータリング、出張料理

(*) 1食につき640円以下などの条件あり。学校給食は、生徒全員が原則。利用が自由な学生食堂などは対象外

《4》 有料老人ホームの食事の提供

＜有料老人ホーム＞

一日の一人当り

累計



軽減税率

一食

640円

1,920円

(に達するまで)

この金額を超える金額は

「標準税率」

＜計算方法の明示＞

その累計額の計算の対象となる食事の提供(640円以下)をあらかじめ書面により明らかにしている場合は、その提供の対価の額により累計する

介護保険法の一定の食事の提供は

「非課税」

介護関係の食事の提供は

「非課税」	(0%)
「軽減税率」	(8%)
「標準税率」	(10%)

が混在する

<例1>

朝食(軽減)	昼食(軽減)	おやつ(軽減)	夕食(標準)	合計(内軽減税率対象)
500円 ≤ 640円	550円 ≤ 640円	500円 ≤ 640円	640円 ≤ 640円	= 2,190円(1,550円)
(累計500円)	(累計1,050円)	(累計1,550円)	(累計2,190円)	> 1,920円

<例2> …… 累計の対象を朝食、昼食、夕食とすることを書面で明らかにしている場合

朝食(軽減)	昼食(軽減)	おやつ(標準)	夕食(軽減)	合計(内軽減税率対象)
500円 ≤ 640円	550円 ≤ 640円	500円 ≤ 640円	640円 ≤ 640円	= 2,190円(1,690円)
(累計500円)	(累計1,050円)	累計対象外	(累計1,690円)	≤ 1,920円

《5》 組み合わせ一体形商品の取扱い

<1> 一体資産

飲食料品と飲食料品以外の資産のセット商品

- <例>
- | | | | |
|---|--------------|---|--------|
| ① | バレンタインチョコレート | + | ネクタイ |
| ② | 重箱 | + | おせち |
| ③ | 紅茶 | + | ティーカップ |

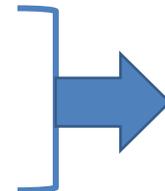
◎ 食品(8%) と 食品以外(10%)の組合せ



税率はどうするの？

<要件>

- ① 販売価格が1万円以下
- ② 価額の $\frac{2}{3}$ 以上が食品



8%

ギフト商品を仕入れて、10,000円で販売の場合
仕入価額を区分できるか？

購入して、贈答の場合？



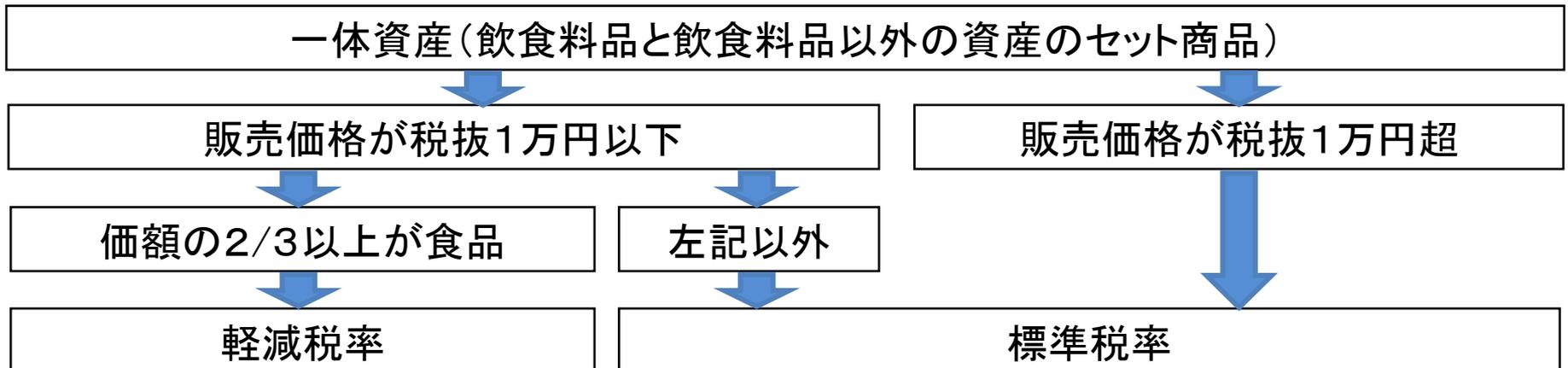
区分表示していない



標準税率(10%)

明確にそれぞれ価格を区分表示している場合は
「一体資産」ではない

<2> 一体資産と適用税率



< PART Ⅲ > 海外の消費税の概要

《1》 海外の消費税制度は

諸外国の消費税に相当する税



付加価値税

(VAT : Value Added Tax)

多くの諸外国で付加価値税(VAT)を採用



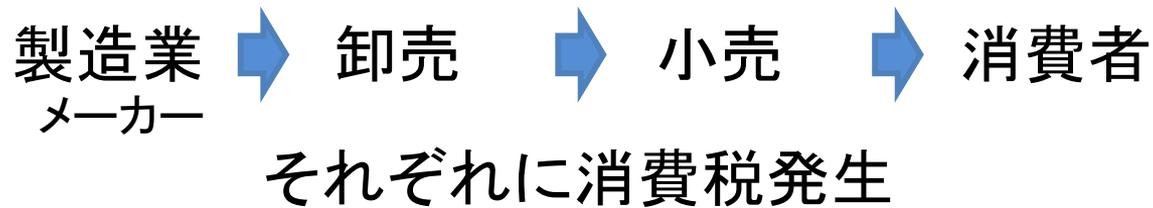
そのほとんどで軽減税率を採用

<一部単一税率>

デンマーク 25%、エストニア 20%、ニュージーランド 15%

<課税方式>

「多段階課税方式」… 日本、欧米諸国



日本以外すべて「インボイス方式」

「小売売上税方式」… 米国

最終消費者のみ課税

企業間取引には課税しない

州単位で税率が異なる

<イギリス>

標準税率	20 %
家庭用燃料	5 %
食料品、水道水、新聞	0 %

メリハリのついた税率

サンドイッチを買う時に

「Eat in(店内飲食)」	20 %
「Take away(持ち帰り)」	0 %
食料、水道水、新聞	0 %

ハンバーガー(注文により温めて販売)

「Take away」でも	20 %
ビスケット、ケーキ	0 %

ぜいたく品は 20%

ケーキ、ビスケット以外の菓子類

ケーキ、ビスケットはアフタヌーンティーの必需品

「持ち帰り」 か否かは、販売時の

「温度」 で判断する

外気より高い温度で、店舗で調理、温め、保温をしていると、

「標準税率20%」 となる

テイクアウトは「温め」ないという前提！！

<フランス>

付加価値税はフランスの財務官僚モーリス・ローレが考案
付加価値税制度の母国
1954年から制度を運用

標準税率	20 %
旅客輸送、外食	10 %
書籍、食料品	5.5 %
新聞、雑誌、医薬品	2 %

◎ 政策産業保護

トリュフ、フォアグラ	5.5 %
ロシア産キャビア	20 %
バター	5.5 %
マーガリン	20 %

国内農業、酪農保護

<ドイツ>

標準税率 19 %

食料品、水道水、新聞、
雑誌、旅客輸送 7 %

◎ ハンバーガー

店内飲食 19 %

持ち帰り 7 %

ところが

同一料金 売上金額を調整

イートイン(店内飲食)

ハンバーガー

420円

消費税

80円(19%)

500円

テイクアウト(持ち帰り)

467円

33円(7%)

500円

現実的な処理



日本で行われる可能性有



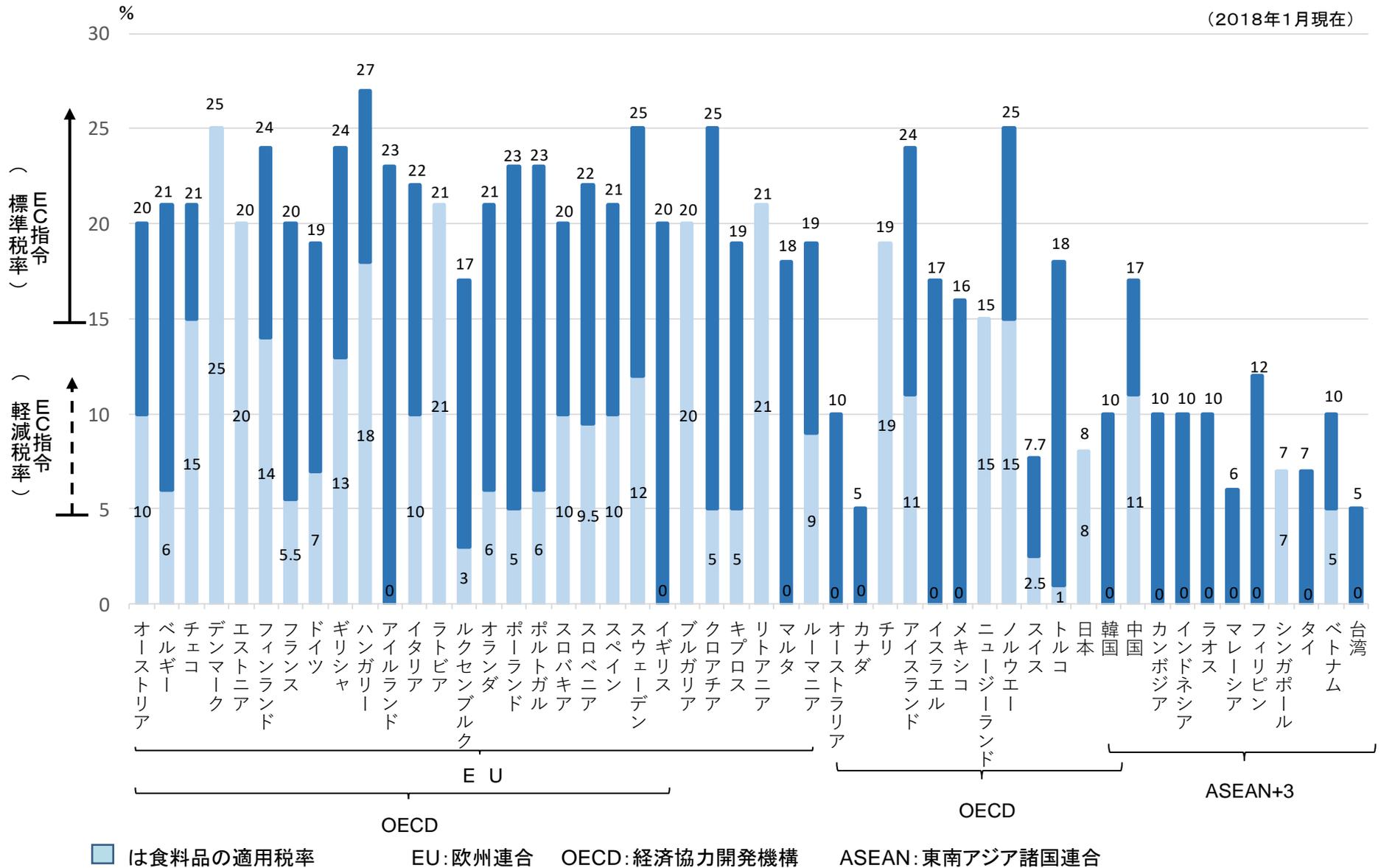
軽減税率の主旨と違う

フランス・英国・ドイツの軽減税率

国名	日本	フランス	英国	ドイツ
標準税率	8→10% (地方消費税を含む)	20%	20%	19%
軽減税率	なし ↓ 飲食料品、 定期購読の新聞 8%	旅客輸送、肥料、 宿泊施設の利用、 外食サービス等 10% 書籍、食料品等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品 等 2.1%	家庭用燃料及び電力等 5%	食料品、水道水、新聞、 雑誌、書籍、旅客輸送、 宿泊施設の利用等 7%
ゼロ税率	なし	なし	食料品、水道水、新聞、 雑誌、書籍、 国内旅客輸送、 医薬品、居住用建物の 建築、障害者用機器等	なし
非課税	土地の譲渡・賃貸、 住宅の賃貸、医療、 金融・保険、教育、 福祉等	不動産取引、不動産 賃貸、金融・保険、 医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、 建物の譲渡・賃貸、 金融・保険、医療、 教育、郵便、福祉等	不動産取引、 不動産賃貸、 金融・保険、医療、 教育、郵便等

付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較

(2018年1月現在)



< PART IV > 消費税の概要処理方式の比較

<<1>> 現行の請求書等保存方式

「請求書等保存方式」とは、※仕入税額控除の要件として、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存を求める方式

※ 消費税計算上控除できること

帳簿方式 …… 帳簿の記載が絶対条件. 領収証等を保存する方法

< 記載すべき要件 >

- ① 書類作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産譲渡等の年月日
- ③ 譲渡に係る資産又は役務の内容
- ④ 譲渡等の対価の額
- ⑤ 交付を受ける者(支払者)の氏名又は名称

⑤ 請求書		
〇〇御中	平成×年△月〇日	
11月分	125,600円(税込)	
日付	③ 品名	金額
11/1	小麦粉	④ 5,400円
11/1	牛肉	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計		125,600円
		① △△商事(株)

◎ 重要

◀◀「請求書等」の範囲▶▶

「請求書等」という名称の内容は

請求書

納品書

領収書

仕入明細書(相手方の確認を受けたもの)

が含まれている



実務上は「領収書」のことである



非常に分かり難い表現！！

軽減税率適用後の

「区分記載請求書等」

「適格請求書等」

についても同様に「領収書等」と考えると分かり易い！！

《2》 区分記載請求書等保存方式とは

2019年10月からすぐに作成するのが
「区分記載請求書」

2023年10月までの4年間の経過措置

区分記載請求書

- ① 書類作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産譲渡等の年月日
- ③ 譲渡に係る資産又は役務の内容
- ④ 譲渡等の対価の額
- ⑤ 交付を受ける者(支払者)の氏名又は名称

⑥ 軽減税率対象資産に関わるものである旨

⑦ 税率ごとに合計した対価の額

※ 免税事業者も記載



この2項目の記載がない請求書(領収書)の交付を受けた場合は、
受けた事業者の側で「追記することが可能」

新たに加わった2項目にのみ 追記が可能

◎ 軽減税率制度へのスムーズな移行の為の措置

⑤ 請求書
〇〇御中 平成×年△月〇日

日付	③ 品名	金額
② 11/1	砂糖 ※ ④	6,000円
11/2	キッチンペーパー	3,200円
11/2	豚肉 ※	14,000円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象 ⑦		88,000円
8%対象		43,200円

⑥ ※は軽減税率対象品目
① ○×商店

<各様式と記載事項の比較>

記載事項	様式			
① 発行者の氏名又は名称	現 行 の 請 求 書 等	区 分 記 載 請 求 書 等	適 格 請 求 書 等 (イ ン ボ イ ス)	
② 取引年月日				
③ 取引の内容				
④ 取引金額				
⑤ 受領者の氏名又は名称	現 行 の 請 求 書 等	区 分 記 載 請 求 書 等		適 格 請 求 書 等 (イ ン ボ イ ス)
⑥ 軽減税率の対象品目である旨	現 行 の 請 求 書 等	区 分 記 載 請 求 書 等		適 格 請 求 書 等 (イ ン ボ イ ス)
⑦ 税率ごとに合計した対価の額	現 行 の 請 求 書 等	区 分 記 載 請 求 書 等		適 格 請 求 書 等 (イ ン ボ イ ス)
⑧ 登録番号	現 行 の 請 求 書 等	区 分 記 載 請 求 書 等		適 格 請 求 書 等 (イ ン ボ イ ス)
⑨ 税率ごとの消費税額等及び適用税率	現 行 の 請 求 書 等	区 分 記 載 請 求 書 等		適 格 請 求 書 等 (イ ン ボ イ ス)

《3》 中小企業者の特例

軽減税率と標準税率の売上が区分できない中小事業者※
に対し、区分の特例がある

※ 中小事業者 … 課税売上高が5000万円以下の事業者

<区分計算の特例>

期間は「区分記載請求書」の4年間

<1> 売上に対する特例

標準税率と軽減税率が混在していて、それぞれ明確に
区分できない
中小事業者の為の特例

(1) 小売等軽減仕入割合

仕入高全体のうち、軽減税率対象仕入の占める割合

※卸売業、小売業に限る

$$\text{軽減税率に対する売上高} = \text{総売上高} \times \frac{\text{軽減税率に対する仕入高}}{\text{総仕入高}}$$

(2) 10営業日割合

連続する10営業日の割合を用いる方法

※全業種

$$\text{軽減税率に対する売上高} = \text{総売上高} \times \frac{\text{10営業日の軽減税率に対する売上高}}{\text{総売上高}}$$

(3) 50%割合

(1)(2)が困難な場合
標準税率売上を50%とする方法

<複数の事業を営む場合>

<例>

小売業と製造業

× [小売業 … 仕入割合
製造業 … 10営業日割合



併用はできない



「10営業日割合」を適用

小売業と製造業 それぞれ異なる「10営業日」
を設けることができる

<例> 小売業 … 5/1 ~ 5/10
製造業 … 9/21 ~ 9/30

<2> 仕入れに対する特例

(1) 小売等軽減税率売上割合

$$\frac{\text{軽減税率に対する仕入高}}{\text{仕入高}} = \text{総仕入高} \times \frac{\text{軽減税率に対する売上高}}{\text{総売上高}}$$

(2) 簡易課税制度

簡易課税制度の「みなし仕入率」を適用

※ 「簡易課税制度の特例」あり

《4》 簡易課税制度の特例

税率ごとに仕入を区分経理することが困難な事業者



課税売上高が5,000万円以下の中小事業者

〈本来〉

「簡易課税制度選択届出書」は、事業年度の開始の日の前日までに提出しなければならない

<特例>

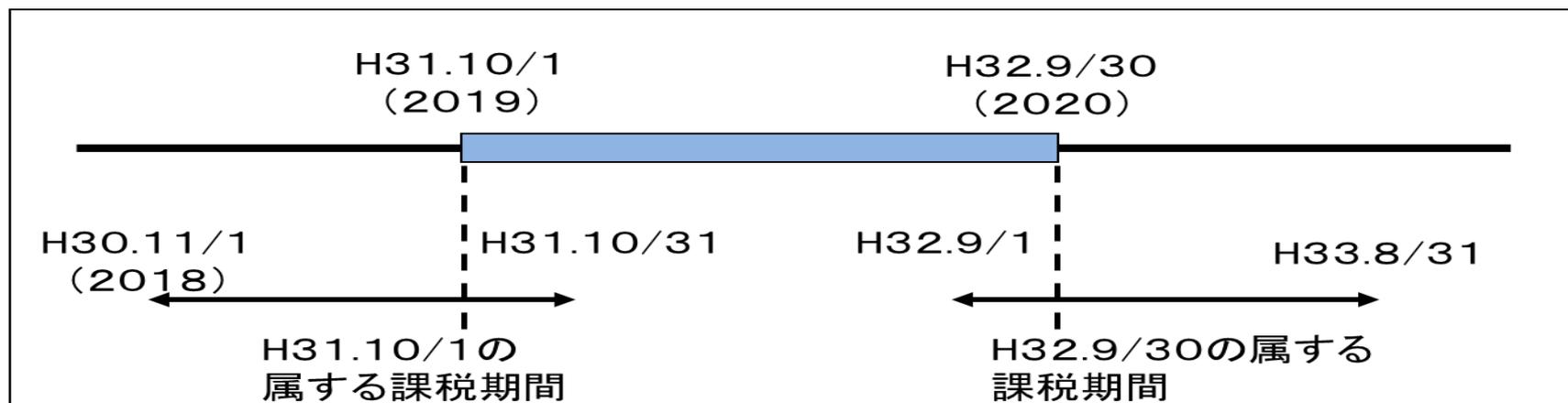
「簡易課税制度選択届出書」を事業年度の末日までに提出すれば適用できるとされた

※ 軽減税率導入時の混乱を避けるための特別措置



<特例適用期間>

平成31年(2019年)10月1日から平成32(2020年)9月30日までの日の属する課税期間



《5》 適格請求書とは

本格的な「インボイス制度」のスタート

登録番号まで入った、9項目記載の「適格請求書」
が、仕入税額控除の《必須要件》となる

＜記載すべき事項＞

- ① 作成者の氏名
- ② 年月日
- ③ 取引内容
- ④ 対価の額
- ⑤ 請求書受領者の氏名
- ⑥ 軽減税率対象資産に関わるものである旨
- ⑦ 税率ごとに合計した対価の額
- ⑧ 登録番号
- ⑨ 税率ごとの消費税額等及び適用税率

⑤ 請求書		
〇〇御中	平成×年△月〇日	
11月分	131,200円（税込）	
日付	③ 品名	金額
11/1	小麦粉 ※ ④	5,000円
11/1	牛肉 ※	10,000円
11/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	⑦ 消費税 11,200円
⑨	10%対象 80,000円	消費税 8,000円
	8%対象 40,000円	消費税 3,200円
⑥	※は軽減税率対象	
	①	△△商事(株)
⑧	登録番号 ××××××	

◎ 登録番号のない免税事業者との取引は、一切
控除されない



取引除外のリスク

登録番号は、
平成33年(2022年)10月から
申請受付

帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる課税仕入れ

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送として行われるもの（3万円未満のものに限る）
- ② 適格簡易請求書の要件を満たす入場券等が使用の際に回収されるもの
- ③ 古物営業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を買い受けるもの
- ④ 質屋を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を買い受けるもの
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を買い受けるもの
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品（棚卸資産に限る）を買い受けるもの
- ⑦ 自動販売機からのもの（3万円未満のものに限る）
- ⑧ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）に係るもの
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係るもの

《6》 適格簡易請求書

(1) 適格簡易請求書の発行が認められる業種

「小売業」、「飲食店」、「写真業」、「旅行業」、「タクシー業」、「駐車場」等の不特定多数の者と取引する事業者は『適格簡易請求書』を交付することができる

(2) 記載事項

- ① 交付を受ける事業者の氏名又は名称を記載する必要なし
- ② 適用税率又は消費税額のどちらかの記載でいい



書類の作成が楽

スーパー〇〇
登録番号 〇〇××

平成×年△月〇日

領収書		
コーラ※	1点	¥108
ギュウニク※	1点	¥972
ハミガキコ	1点	¥380
合計		¥1,410
10%対象	1点	¥330
	内消費税額	¥30
8%対象	2点	¥1,080
	内消費税額	¥80
お預かり		¥1,500
お釣		¥90

※は軽減税率対象

<変更点>

- ① 交付を受ける事業者の氏名又は名称を記載なし
- ② 適用税率又は消費税額のどちらかを記載

《7》 3万円未満の取引

<現行>

現行の「請求書等保存方式」において、3万円未満の取引については、請求書(領収書)の保存がなくても、帳簿の記載と保存のみで、「仕入税額控除」が認められる

<区分記載請求書等保存方式>

区分記載請求書等保存方式移行後は、帳簿に「軽減税率対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載し、その帳簿を保存している場合に限り認められる

「区分記載請求書」においても3万円未満の少額取引について帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる



請求書、領収書はいらない

<注意>

適格請求書等保存方式においては、3万円未満の課税仕入れについても、原則として適格請求書等の保存が必要になる！！



今後、レジ等で準備の必要有！！

<PART V> 免税事業者に対する制度の改正

《1》 免税事業者の制度(取扱)が大変換

<1> 2023年から、免税事業者の取扱いが大きく変わる

適格請求書(インボイス方式)がスタートする



記載事項は全て



登録番号

免税事業者は登録番号がない



「消費税」の世界から消去される



免税事業者の払った費用が消費税上控除できなくなる

課税事業者に仕事を発注するようになる



取引の除外
相見積に参加できない

免税事業者は、仕事をして、10%の消費税が請求できない



資金繰りの悪化

《2》 免税事業者の数

免税事業者の数

513万事業者

<内訳>

個人 435万

法人 77万

年商1,000万円以下の個人・法人

<参考>

課税事業者 310万

<内訳>

個人 116万

法人 195万

<例>

- | | | | |
|---|----------|------------|---|
| [| ・飲食店 | ・商店 |] |
| | ・弁護士 | ・税理士 | |
| | ・社会保険労務士 | ・保険営業マン | |
| | | ・司法書士 | |
| | | ・建設業(一人親方) | |

免税事業者の経営大打撃

↓

課税事業者の選択を希望

↓

選択届出書提出

↓

課税番号取得

↓

消費税納税

↓

税込増加

<例>

全国で、250万事業者
(年商800万円の免税事業者)が
課税事業者を選択した場合

↓

簡易課税で年間40万円納税

↓

年間一兆円 税込増

<免税事業者のメリット>

- ① 事業で、消費税10%が増収
- ② 取引除外のリスクが消える
- ③ 見積りに参加できる

《3》 免税事業者の影響は大企業にも

大企業や中小企業も免税事業者に外注費や報酬を払っている

＜例＞

- ① コンサルタント料
- ② デザイナー
- ③ テニス・ゴルフのレッスンプロ
- ④ スポーツクラブのプロコーチ
- ⑤ 弁護士、税理士等の報酬
- ⑥ 保険会社の個人代理店
- ⑦ バー・クラブ等の女性スタッフ

<従来>

企業…… 給料は、消費税から控除できないが、外注費・報酬は控除できるので断然有利

税務署… 給料にしたい



「調査」の永遠のテーマ

<今後>

企業は、免税事業者への外注費・報酬が、控除できない



大增税

《4》 免税事業者の経過措置

4年後に急に、免税事業者に対する支払経費が控除
できなくなると(社会的に大きな影響)

大增税になる



段階的緩和策



6年間の経過措置

免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置

適用期間	仕入控除税額
平成35年10月1日 ～平成38年9月30日	課税仕入れに係る消費税相当額の80%
平成38年10月1日 ～平成41年9月30日	課税仕入れに係る消費税相当額の50%

適格請求書等の保存が仕入税額控除の適用要件

適格請求書等保存方式では、免税事業者
の取引は除外される



最初の6年間は、部分的に
仕入税額控除が認められる



区分記載請求書の記載が必要



適格請求書等保存方式の中、免税事業者
の区分記載請求書を抽出して、部分的に
仕入税額控除をすることが、実務上、混乱
をもたらすリスクがある

< PART VI > 今後すべきインボイス対策

《1》 いい加減な領収書をなくそう！！

(1) 正式 氏名、名称

「上様」はダメ

(2) 日付

(3) 金額

空欄に記入は“私文書偽造”

(4) 内容

「お品代」はダメ

内容は詳細に

《2》販売管理ソフト・会計ソフトの整備

経理部門

(1) 販売管理ソフト

請求書発行

売掛金管理

(2) 会計ソフト

帳簿入力

領収書入力

通帳入力

複数税率対応

バージョンアップが必要

《3》 レジの導入・整備

来年10月まで、10ヶ月

早期に発注

来年は改元があり、消費税税率変更で
「SE」の絶対数が不足している



複雑なインボイスを手書きは出来ない



4年後は、「適格請求書等」で、税率、税額、登録番号を出力しなければならない



対応できるレジの導入が必須

毎年、税区分の変更の可能性大

<例>

みりん、料理酒

外食、テイクアウト

一体資産(ギフト商品)

業界団体の圧力、陳情



税区分変更



その度に、レジのソフトを変更